

平成29年度事業報告書

平成29年4月1日から平成30年3月31日

公益財団法人鳥取県暴力追放センター

事業	事業内容
<p>第1 広報・啓発</p>	<p>暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚、センター活動の理解と周知を図るための活動を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「暴力追放鳥取県民大会」の開催 <ul style="list-style-type: none"> 11月15日、米子市文化ホールにおいて、「第26回大会」を県警と開催 ※ 参加者約550人 2 宣伝、普及活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌「暴追とっとり」第49号、第50号の発行 <ul style="list-style-type: none"> ※ 49号26,900部、50号26,800部 ○ ポスター等の製作頒布 <ul style="list-style-type: none"> ※ 合計2,100部 ○ 警察・自治体等が発行する広報紙への掲載依頼及び日刊紙等への積極的な資料提供、投稿等 ○ 責任者講習「受講修了書」並びに「賛助会員証」（ステッカー）掲示運動の推進 ○ 広報塔5基による広報 <ul style="list-style-type: none"> 既設広報塔5基の管理、2基の盤面文字等の改修（倉吉警察署、鳥取市総合福祉センター） ○ 路線バス（日ノ丸バス1台、米子市及び周辺路線）へのラッピング広告掲載 ○ 防犯運動時等における広告掲載 <ul style="list-style-type: none"> ※ 夏季及び秋季時等に全国紙、地元紙へ3回掲載 3 各業種、職域、地域等の講習会・研修会等での講演 <ul style="list-style-type: none"> ※ 23回実施（前年対比+1回） 4 インターネット（平成21年4月ホームページ開設）による情報公開、広報 <ul style="list-style-type: none"> ※ 適宜内容を更新 5 表彰 <ul style="list-style-type: none"> 暴力団排除活動の功労者（団体）、財団事業への協力者等の積極的な表彰及び「中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会」、「全国暴力追放運動推進センター」への積極的な

	<p>表彰上申</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力追放県民大会表彰（11月15日） <ul style="list-style-type: none"> ※ 暴追功労者2名、暴追功労団体1団体、感謝状1名 ○ 管区表彰（10月16日） <ul style="list-style-type: none"> ※ 暴追功労者1名、暴追功労団体1団体 ○ 全国表彰（11月28日） <ul style="list-style-type: none"> ※ 暴力追放栄誉金賞1名、同銅賞1名 <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（いわゆる政府指針（平成19年））の周知と啓発 ○ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）の普及と活用
<p>第2 組織活動支援</p>	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する民間の自主的な組織活動等への支援を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「鳥取県暴力団排除関係組織連絡協議会」（22団体）の定期総会（7月3日）への参加、講演、資料提供、意見交換等 2 地域、職域暴排組織が行う、「暴力追放大会」、「研修会」等各種行事への講師の派遣、資料提供等 <ul style="list-style-type: none"> ※ 23回実施（第1の3参照） 3 地域組織が行う暴排対策の中、特に重要な取組に対する支援、連携した活動 4 暴力団事務所の撤去、進出阻止活動に対する、警察、暴追センター、弁護士会による三者協定の積極的活用と緊密に連携した情報提供、指導、活動資金の貸付け等 <ul style="list-style-type: none"> ※ 貸付件数 0件 5 企業パトロール、事業者に対する暴力団情報の提供等による賛助会員の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ※ 新規賛助会員団体10（17口）、個人1（1口） ※ 新規事業者に対する情報提供 1件
<p>第3 暴力追放相談</p>	<p>暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずるための活動を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「暴力追放相談委員」による相談の受理、申立人（相談者）の立場に立った的確な処理及び支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談受理件数 115件（前年度対比-49件） <ul style="list-style-type: none"> ※ 警察への引継ぎ 2件 ※ 弁護士への相談引継ぎ 1件

	<p>2 相談業務に係る暴力団情報提供要領の制定 暴力団情報の提供を適正に実施するための事項を定めた要領を3月29日に制定（4月1日施行）</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務ネットワーク「鳥取県相談業務関係機関ネットワーク」、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」、「日本司法支援センター鳥取」と連携 ○ 県内企業に対する積極的な企業パトロールの実施
<p>第4 少年被害防止対策 ～少年を暴力団から守る活動～</p>	<p>少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行った。</p> <p>1 暴力追放相談委員による暴力団の影響を受け又は受けるおそれのある少年に対する指導並びに少年を中心とする各種団体等への啓発活動、少年及び保護者に対する一般的な働きかけ及び広報の的確な実施</p> <p>2 風営適化法38条の「少年指導委員」等に対する研修の実施 11月13日、「鳥取県少年健全育成指導員等研修会」（警察本部）において少年指導委員等に対する講演を実施</p>
<p>第5 暴力団離脱者援助 ～社会復帰対策～</p>	<p>暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行った。</p> <p>1 鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会（7月21日）の開催 協議会の会員等と連携して、離脱者に対する雇用確保に向けた就業先の雇用状況等の確認 ※ 暴力団離脱者からの支援相談 0件</p> <p>2 受入協賛事業所の拡大広報 ※ 責任者講習、企業研修会でチラシを配布</p> <p>3 平成28年2月5日に締結した「社会復帰対策協議会広域連携協定」（平成30年3月末現在28都府県）の連携強化</p>
<p>第6 委託講習 ～不当要求防止責任者講習～</p>	<p>鳥取県公安委員会から委託を受けて暴力団対策法第14条第2項の「不当要求防止責任者講習」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施回数32回（前年度対比+1回）、受講者766人（+88人） ○ 各種業界、事業所等への積極的な働きかけをして未選任事業所に対する「選任届」の推奨 ○ 講習教材11種類の配布とDVD3種類による教養、弁護士講話による講習の充実 ※ 鳥取県弁護士会民暴対策委員会所属弁護士の講話11回

<p>第7 被害者救援</p>	<p>暴力団員による不当な行為の被害者の保護、救済を図るため、次の事業について、講習や講演等で広報に努めた。</p> <p>1 暴力団員からの被害に係る各種民事訴訟の当事者に対する「訴訟提起」費用及び「重大な物的被害の応急修復」費用、傷害事件被害者の「応急入院治療」費用等の無利子貸付 ※ 貸付 0件</p> <p>2 暴力団員による傷害事件等の被害者に対する「見舞金」の支給 ※ 支給 0件</p> <p>3 民事介入暴力事案被害者の相談委員（民暴弁護士）に引継 ※ 1件（第3の1参照）</p> <p>4 「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」の関係組織との連携による的確な業務推進 ※ 総会（5月29日、警察本部） ※ 連絡会（4月21日、11月15日、警察本部）</p>
<p>第8 組事務所使用 差止請求</p>	<p>指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害された場合、当該付近住民等から委託を受け、事務所使用差止訴訟請求関係業務について、法令研究、広報等を行った。</p> <p>○ 使用差止請求件数 0件</p>
<p>第9 調査研究等</p>	<p>1 上記第1～8の各事業の効果的な推進及び職員の知識技能向上のための活動を行った。</p> <p>○ 8月31日、センター、県警察及び暴力追放ヘルパーの意見交換会を開催し、暴力団情勢等を含めた情報交換を実施</p> <p>○ 全国暴力追放運動推進センター等が主催する各種会議、講演会、研修会等への参加</p> <p>※ 5月10日、全国暴力追放運動推進センター暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会</p> <p>※ 9月8日、全国暴力追放運動推進センター専務理事及び事務局長研修会</p> <p>※ 11月28日、全国暴力追放運動中央大会</p> <p>2 その他、財団及び都道府県センターとして事業を推進するために必要と認められる事業を行った。</p>